



官位教章

全

793

73
2483



門保 8
號 2483
卷

日賀田守蔭著

官位百敷草

東京 玉巖堂藏



國了官位と並せり

推古天皇の十二年甲子に起り大化五年ハ昔
百友を始大寶元年ハ友位職名を定られ
不復職原抄撰ひ出しよらるる職の案大令難
義或問私記を撰りてありて細中より撰りて
撰りて是を志原く其門に入りて書きて是より
師の口傳を傳はされしを古錢譯より撰りて能く
流るる友位乃名の事抄りてその職名を知る人

少すもいとむむ事なりとやある初学事家
 此のめは後叙して一書と名はけり官位と
 志き草といふ是又法蘭西の字に乃附機とも
 なるむと田ふる事

明治二己年秋。

岡野田守蔵

謹法

官職俗談

一官と云は役の事一後と云は各々後所あり
 右大内裏の時禁裡御所の廻りま役所あり今なり
 一職と云は役の事一是は後所なり
 但大膳職修理職皇宮職松の職の字付られ
 一後所も後所なり
 一位と云は諸役人禁中より列座する時の坐なみの上り
 下りの次第なり
 一何役の次の何役坐する事
 一何役の次に何役坐する事
 一何役の次に何役坐する事
 一何役の次に何役坐する事

官職をよ四分と云事あり長官次官判官主典の四ツ
 なり長官と云ハ頭之次官と云ハ次の助け之次の手傳ひ
 之す。判官と云ハ其後目の肝煎にて諸事の吟味を
 後之主典と云ハ祐筆之其後を付する書物と云ハ日記
 之付る役之
 一 相當と云ハ重き官ハ位も重し輕き官ハ位も輕し
 官と位同し程も釣合ひするを云
 一 昇進と云ハ役替をして段上の官位に進むを登る
 と云

一 任と云ハ官を仰せ付らるるを云轉任遷任と云ハ
 役替の事也
 一 補と云ハ職を仰付らるるを云
 一 叙と云ハ位を仰付らるるを云
 一 越階と云ハ位を順より上へ昇らるる一段飛越して上
 の位を昇るを云
 一 勅授と云ハ天子より直に役を仰付る
 一 判授と云ハ頭の料簡にて支配下へ役を仰付る
 と云

一 權官と云い何役幾人と人敎定まる外は倣よ人敎を
 増うを云 權大納言 權大輔 なぞを云 權大
 一 文官と云い太刀をかさる後之文道の役之
 一 武官と云い太刀をさく之武道の役之
 一 兼官とい一人よて二役も三役も兼るを云之
 一 職掌と云い諸人の勤方なり 職掌と書てつるを
 と呼ぶ之
 一 被官と云い外の役人下役は成る支配を受
 るを云

一 被接官とい下役と云ふは外の役人は付随つて
 支配を受るを云
 一 流内の官と云い一役の内にて位者役人を云
 一 流外の官と云い一役の内にて位無役人を云
 一 令外官とい文武天皇の御代大宝元年正一位太
 政大臣藤原不比等被仰付て令と云書を作
 らせしる令とい天下に仰渡さるる法度書なり其
 令のうらゝ官位令職負令とて二通りハ官位の
 事を書れし其職負令は出載らるる官位

外後ちのちの新規しんきは増置ぞうしせしる官くわんを官外くわんがわの官くわんと云ふ
 職負令しやくふりやうの外の官くわんと云ふ事こと
 一 百敷ひやくしきといふ禁裏きんりを云ふ百官ひやくくわんの座ざを教しやくふ有ある百敷ひやくしき
 と云ふ百ひやくの敷しき多おほきと云ふ詞ことば
 一 諸官しよくわんの始はじめは日本紀にっぽんぎを始はじめりて續つづ日本紀にっぽんぎ日本後代にっぽんごたい続つづ
 日本後記にっぽんごぎ三代實録さんだいじつろく文德寧録ぶんていねいろく額ぬく飛と國史こくし日本
 後史ごし代だいの記録きらくを見みる
 一 諸官しよくわんの掌ては今の職負令しやくふりやう延喜式えんぎしきを見みる
 卷一

一 諸官しよくわんの任道にんどうの次第しだいを公卿補任こうけいほにん類聚るいじゆ三代官職秘抄さんだいくわんしやくひしやう
 官職便覽くわんしやくべんらん職原抄しやくげんしやう百寮訓要抄ひやくらうくんやうしやうと云ふ
 一 位いの相當さうたうの次第しだいを今の官位令くわんいりやうを見みる
 一 令外りやうがいの官くわんは三代格代さんだいかくだいの記録きらくを考かんがふ
 一 從五位下じゆごいげは内外ないがいあり氏の尊たうとき内位ないいは叙じゆ氏し
 の轉まき外位がいは叙じゆと云ふ
 一 叙位じゆいの事こと
 一 除目じゆめの事こと
 一 任大臣筋會にんたいじんきんかいの事こと

一文官と云ハ文道の官トシ常の政事ヲ拍る役之
 一武官と云ハ武道の官めて非常の逆亂ヲ鎮めん
 為メ備置る官之文官の人ト劍ヲ常キず武
 官の役人ト細ヲ帶シ或ハ弓箭ヲ持シ
 一官ト云ハ職ト云ハ皆指ラレる事役義を以テ其
 役人の着座の上下乃定メシ
 一官ハ進むを任スルト云職ヲ授ムルハ補スル云
 位ハ進むを叙スル云
 一役所ある官を官ト云役所なき官を職ト云又

大膳職修理職皇宮職など役所あるも職ト云
 此外大方ハ先役所する官を職ト心得ヘシ
 一相當トハ其官ト其位ト相應メテ高下なきを相當
 ト云フ
 一惣テ諸官ヲ長官次官判官史官あり長官ト云
 其其内の頭トテ惣奉行ト次官ト云ハ長官の手代リ
 又長官の助けト云ハ役之組頭乃如シ判官ト云ハ
 其官の内めて別テ骨ヲ折リ諸事世話ヲ以テ事を
 判断スル役之史官ハ其官の書役トテ供事ト云ハ

し総く其役義は付る記録を司ぐる役は其官に
依る文字の替れども皆此四品乃勅方を何まよと
るは此四品を四分と云く

一権官と云事有是の其官の勅方事重く定められ
人数計りての役人足らぬは人数を増きたる権官
と云く権大納を権改権助なりと云く権の稱録也
別ちは官の押りてははるる乃おまをい物乃輕
重きによりてを定むる物にて一定格なりその如く
諸官の勅方乃事繁きと事繁くはつるは城をかく

事繁くは権官を重く定むる人数を正官と云
増人お人数は権官と云く

一職原抄と北畠大納を准后親房卿の述作りて
神道より出く王道の原は無神ありて是を
書くはらるるで謹慎尊崇して是を人まて夫官位と云
事ハ人の号車を分つは号は官と云ハ別級目之位と
云ハ座之位と云ハ乃座の高下を定むるは是禮
の基と云くは臣を撰る官を授け臣ハその終を
たつて官を受ると云く今武家一是をどうと見

きん官と別役月之位い面と鞠る所の座位と平亮
職原と云い臣下をまゝ高下して右仕ふの仕ひ
振なり減る政事の差の文官を左り武官を右り
まゝ皆軍備をえめて文を左り武を右りとする
事古東定する事或知くぬ文を陽に武を陰
に陰陽備わつたれを終法をて天の宮に地の底に
是自ら尊卑を別りて定む

武家職原と云書有

官職之始

武家職原と云書有

天照太神粟稗麥豆を以て陸田種より稲を以て
水田種より依り天邑君を定めりよ日本記よ
見たり是官職を置る所の始り天邑君を五
穀を司る官の後世庄官振の類ひるべきこと

一神祇官

垂仁帝二十五年二月始て此官を置

是天下の大小の神祇を祭り勸請して總て神事
を執行し所の内裏より辰巳に當りて建る法

神を天津神。祇を地祇神。官を神祇の役人
寄合ふ所の役所を云く我國の神國なり
天照大神より 皇統絶えぬ故に神國と云く
因り専ら神祇を崇敬しよふ故に官の次第を
叙するも神祇を第一として諸官の上よつら
ねきつらなり

法官の上は神祇官を置事。是神國の風俗と
かゝるを云く

伯一人 相當従四位下

相當は官位つて全ふるを云

一人より此役人一人より勤る

是神祇伯也凡何事の官も神と云へ其役所の役人
の内にて頭を神と云く

此神祇伯の役は神祇の祭の事 祝部称宜名数
帳の事 神の御領分の事 又天下に神祇を付する
事の振る皆爰して支配する事

大副 相當従五位下

是神祇大副也 副は組頭と云く同一

小副 相當従六位上

オホスケ
スチスケ

是神祇少副少副大副大副小副小副等等はすげこぎけろ云の神の
助けと云事事にてうとの手代手代り此役人役人のまゝをきけい司司る
役目役目をうこと同同一一の擡擡く大副大副いたゆあは後少副後少副の
せうとよむ習習ひは是より擡擡て諸官諸官のすげをよ
准准つて知知るへ

右右 大 相當從六位上
左左 小 同 從六位下

吟味役

是神祇大祐神祇少祐少祐之擡擡てせうと云者者のまゝの
ろと人人と云うそ其官内官内一切一切の事事を知知る者者一官一官の世世話話
役役之神祇神祇の傳傳るを此此せうと清清込込く別別て骨折骨折役役之

扱扱此祐此祐の字字とせうと傳傳るを習習ひ之づきの祐祐を是是り
傳傳く知知るへ

史史 大

是神祇大史神祇少史少史之擡擡てさざらんさざらんと云者者の官内官内の
仕仕きこら仕仕くを考考へ神祇神祇の傳傳るを後後云云る者者
なり何事何事のさざらんさざらんをよ傳傳く知知るへ

一大政官一大政官

孝徳帝大化五年始始て百官百官を置置く

大政官大政官の諸官諸官の摠司摠司之之大大ひなるまづをこく官官へ大臣大臣
以下以下の役人役人集集りし一一役所役所を官官と云く

是天下の評定所也善悪なる此官舎り執行の
處なり

大政大臣

相當正一位

今武家より大老の如し

オホイマウリトオホヒマウナキミ

長官大政大臣の職を何れを司るを云事也然く天
子乃清師匠と爲るを教へ奉るに聖人の道を以てす
なり天下れ人の教養と爲る行跡にて天子の御身持
行跡も正まらざる大政大臣乃職をまゆ重き官職
なり左大臣の人々天下に稀なり大政大臣の官をま
置たるより其官に任する人を稀く之を常より別關と

まゆ別關の官と云之重き事也

左大臣 長官

相當正從二位

今武家の老中の如し

ヒタリオホヒマウナキミ

大政官中の事は皆此左大臣の執行と爲るなり
一の上より大政大臣の職をまゆ重き事也
皆左大臣の執る事也此大政大臣にて攝政の關白を爲る
時も左大臣の執る事也此大政大臣は攝政の關白を爲る

右大臣

相當左大臣より同一右より同一

ヒタリオホヒマウナキミ

勤役目左大臣と同事と左大臣攝政の關白の時も大政
官の勤を此大政大臣より得取て執るは攝政の關白は天下

の事、障さうをき、大政官の勤を右大臣に譲ゆづる

大政大臣より是を三公さんこうとす

内大臣も大織冠おほむかむか鎌足公始はじめに任たづせられ、然しかも是こゝに
子こ事ことひ、今いま此こゝ例れいも承うけりて、其その後のち宝龜八年正月藤原良繼ふじはらよしつぐ
と云人内大臣に任たづせ、右大臣の下に置おけし、より今いま乃すなはち
大臣の始はじめより前まへより此こゝを通とおり、大政大臣と申まをす、
乃すなはち任たづせしものを以もつて、斷ことわりて、是こゝの件けん物ものありて
左大臣右大臣内大臣を三公さんこうと申まをす、中なか
此大政大臣として、三大臣さんだいしんの如ごとし

攝政 關白 是れ官と不中職と申し先攝政と

天皇御幼少みよち又女帝にむすめの時とき是れものごとく別太の三公
の内うちに仰付おほせひ

攝政と政をすむたもの中心ちゆうしんにて
天皇に親かこひ申まをす、天下の所仕置しよじ申まをす、事ことありて
かゝる事ことも、凡たゞし

天皇十五歳ごじゅうごさいなるとせ給ふと、乃すなはち事ことに十五歳ごじゅうごさいをゆゑ、
その時ときに家いへ早はや直ただ政せいを、關せき復ふくの奏そうと申まをす、事ことありて、
よなること、是れ

カニキ三

あづの事申す心して天下の政を先関白承りて相
天皇の中上事あて授政や関白を一座乃宣下とて
東一は兼望しつづき曲宣下あり故は一人と申すこ
同家然らずも一人と申す時と天子の法事よのつねの人
此事を一人と申す日本之事は授の事時おひ有て
同家しては續授まで各あ心持事つゝ又大関と
は子息関白を授給ふ時とては出家者ハ禅閣と申す
一親王とハ天子の御兄弟并皇子皇女ハ親王の宣を
承りて申す事とて

一 姫宮ハ親王宣下みくく内親王と申す皇子乃出家
まは親王宣下有るを法親王と申す
一 儀同三司と申す准大臣の事ハ大臣と云ふを
内大臣の下大納言の上の意申す儀同三司と云ふ
は儀同三司と申す位階は官ハありは儀同
三司の始り職原抄は儀同三司と云ふは儀同
一 権官と云ふ事ハ権の字かては後む正友の助け手代り
なり何事ハ友とて事なまは役所ハ権友兼人
を出来る事なりと云ふ

大納言 次官 相當正三位

武家の若年寄の如く又事を進す
河内武家の奏者番の如く

大政官の次官に執事を大臣と同し
たり大納言は續く重宝官に
かゝりて職の者切天子下
の中あげ上の序を奏下
舌の官と云く昔に正大納言
是は増く今に權大納言十人
なり一正大納言を傳有

一中納言 相當從三位

十カノモノマウスツカサ

大納言と同事して大政官に
同し大納言は以て重宝官
とて今に今に權中納言十人
なり

一參議 八人

武家の大目付の如く

此參議は學者の任とて唐名を宰相と云ふ
かへして宰相と名をとり
大目付は相齒の如き
後人かゝる誤りも
後人かゝる誤りも

一少納言 三人 相當從五位下 武家の大目付の如く

子一モノマウスツカサ

是ら大政官の判官せんごん之せしと云い前も行を通り
一友の學後役も有政人マツリゴトヒトと云此少弼をい之人と云
侍従じとらうも多し役之役目は大政友のせしめく又
天子は御印判ごいんはんと預あづかり傳馬まよ附つり驛路えきぢの鈴すず松
も形かたち事ことと

一外が記ま大

武家奥祐業の如し

是は大政官の主典しゆでんなりさざりんと云い一友は兼取兼
考かうと考かうち考かうの少弼しうじつを付つけ給たまふ者もの此外このほか記まとい
考かうい又また盲まうなる考かうの考かうぬ役やく天下てんかの政せい實じつ物ぶつの使つかひ

能よく存ぞんしる考かう此こ役やくより考かう位いの徳とく又また天下てんかへ
皆みな此こ記まが書かけ付つて出でまゝ大だい級きゅうなり今いま大だい外がい記ま
一人ひとりなり

一辨べん 七人 左右大弁二人 左右中弁二人 左右少弁二人

判官 権弁一人 以上七人 武家の目付の如し

左右大辨二人 相當従四位上

此辨べんと総まく大政友の判官はんごん之せしめく又また下したまゝ八はち省しやう
一官の世話役之左大辨さだいべんの役やく是こより下したまゝ八はち省しやう
の四し中ちゆう務ぶ式しき部ぶ治ぢ部ぶ民みん部ぶより中ちゆう來き事じと傳でん取しゆ

其外諸司侍役六十と首圖より中來る事を侍込大
 政友の大臣以下の役人へ授意する事又右大藏に
 是より下より八省の内兵部刑部大藏宮内
 中來る事を外諸司侍役六十と國より中來る事を
 侍込大丞以下の役人へ授意する事又右大藏に
 是れも少弼より大役之文才修き人々を御用
 役たりし事外
 天皇此侍近習の御用を奉り宣旨の論旨の
 以て天子の仰を外へ此弁友にて書さる事之

左右中辨二人 相當正五位上 中弁少弁は武家の

左右少辨二人 同 正五位下 内徒目付の類

中辨少辨は役目と左右大弁に同し

左右大史 武家の内目付の類の役す

主典

坊をさすの類

是を大政友の典に別弁友一附隨し尊忠を是を
 其の外記より事し弁友の事考を是を
 大級之令ら左大史一人たり是を任生官務との
 其令の事し僧の友位の事を以官務が出さる
 是よりして大政官の役人長官次官判官主典す

むなりの繪圖在のぬ

此大史以下史生二十人官掌四人あり是を大史
以下判断して授るなり奏聞より及大史以下判
断して授るを判授と云

大政官

長官	大臣
次官	大納言
判官	中納言
主典	少納言
	大外記
	左大史

右に云級人あり
外の友舎りそよなど
らく知る人

一八省

- 中務省 式部省 治部省 民部省
- 兵部省 刑部省 大蔵省 宮内省

中務省

是ハ省の中ハ中務ハ相當也言ハ終る此中務省ハ宮内
の御定所と看と云ハ事今ハ役所の中を云ハル

卿一人

相當正四位上 武家の右側用人の類

是ハ中務卿之此卿ハ親王の位也言ハ之此卿乃
級月ハ刻 天皇之近習して君の悪事を退け諫
し能撥み致し其の禮儀を曲げ言ま其の法判
なぐる能文以味を致し下の御詔事の書付給

君に授け給ひし禁中東宮に控女名帳扱をも吟味
し給へ大政友より大臣以下に付る事をも吟味致し
大政友の大臣取之表なり中務者も親王の卿より
侍事内侍の事をも吟味たすことごとく内外約會
天下政事の爲能きなり

大輔一人 相當正五位上

是中務大輔なり

少輔一人 同 從五位上

是中務少輔なり大輔の補たる次友なり役目も

大かみと同事の前より後より記を左に横記するべし

大少丞 大相當正六位下 少同 從六位下

是中務大丞中務少丞之せしむ一友の号後役中つて
人なりあよ記を通りて

大少録 大相當正七位上 少同 正八位上

是中務大録中務少録之さざりんをあよ記を通りて
考へせしむと立合ひ侍りてあ付つ友は内のみりて

勅もあり

侍從 八人 相當從五位下 武家の内側虎の如し

侍従と云者い 天皇の御側にお侍 侍忘れ御
事を業に付くその人 副するを補ひ能らる役目と
なりくは天子へ諫をもすは侍従をいおまらひ
云なりは代に侍従の教を定まらる

内舍人

九十人

古い大連のふ息ちとけ者も成りしは
既く罪をきりてたてしものありし

是ら相當なき友に今い侍従の任する事よたれりは
役へ行幸の前後を守護する役の中勢へ付連て
大内知を兼る友に今い侍従の任する事よたれりは

大内記

一人 相當従六位上 武家要徳をのり

大内記も御前の記録の事を役目と
天皇綸云を書出を役と位記と申て諸人乃位也
下さるは侍従も此外記の去出を兼る乃役なり
今い菅原家の役と

少内記二人

少内記は是も役と大内記と同じなり

監物

大
小

大監物小監物之は監物の役と法の役所との蔵
物を出し入りする時は監物出く入りする時

小進

相當從六位下

是も四宮よりけて又も一先受りての中宮大進才
志みをも大進少進才より判友とありて社をゆく一長
乃そほ後とまゆせむのまほりてむくき

屬サカシ

大

是も四宮よりけて又も一先受りての中宮乃大屬
少屬たりる典と一長は若者

大舍人寮

大舍人といは皆無官の人

天皇此行幸の時供も出るは内裏の法司法役

所の火の番をもする侍と寮は舎人此支配の役所

成りしなり

頭カミ 一人 相當從五位上

是大舍人の頭と大舍人法儀も出るは又は番

火の回らるは此寮を統べし引出たり

助 同正六位下

是ハ大舍人助なり助ハその助し同役同

允サウ 大 大同正七位下 少 同從七位上

是大舍人大允大舍人少允也刺友へ一官の世話役改
人との家より

属サカ大 大相当従八位上 少 同従八位下

是大舍人大属大舍人少属とさうらむの事也

圖書寮

武家乃出物奉行也

是書物に書物等を書させ禁中よある清出物を修理
成加へ清書物奉行すも尤事帝御筆なると此寮
にて揃へる事也寮と云はる役人の事合所也

頭カミ

一人 相当大舍人と同し

是圖書政を掌りしる役を中付る政也

助

是寮に助と助と政の役も同し

允小大

是寮に六允書物少允と允の事あり同し

属小大

是寮に大属寮に少属と事あり同し

内藏寮

御内證藏也 武家乃細名の事也

此内藏より 帝王 中宮 東宮年中行事乃

呉服を貯へ是よりよきもの縫殿よりと縫立
より此は縫入並に其外此は縫入金銀珠
玉ぎよく下の珍物ちんぶつ綿纒わたぬい以下絹布を入金かねは清用きよもち
なり

頭一人 相當圖出と同

是内蔵取之右の清蔵入る物を支配する所

助

是内蔵助之胆の役は同

元大

是内蔵大元内蔵少元之せうげんのものあり

属大

是内蔵大属内蔵少属之せうぞく等考

縫殿寮

此女舎にょしゃの衣服いふくの裁縫さいほうをしる内蔵寮ないざうりょうに納たくわめ
又また女の年中なかつね珍物ちんぶつの事ことを下知したしする

頭一人 相當前と同

是縫殿取之右の役目を下知する

助

是禮殿助之其の助も同し

元小大

是禮殿大元禮殿少元之前の元も抄り

属小大

是禮殿大属禮殿少属之其の属も同し

陰陽寮

天文の事又は日月度数を量り曆を造る
事を役目とする

頭一人 相當從五位下

是陰陽司之天文曆数空の元の吉凶を考へくり上る

役なり

助大小 相當從六位上

是陰陽助之其の役目も同し

元大小 同 大小共從七位上

是陰陽大元陰陽少元之元の役も同し

属大小 大相當從八位下 小相當大初位上

是陰陽大属陰陽少属之其の属も同し

内匠寮

武家の作事を其の類

是作事奉行所と

頭 一人 相當前の縫殿より同一

是内匠頭こ細工方の数 漆師 漆師方をも
そより下知さるる

助

是内匠助こかみより同一役と

元 大

是内匠大元内匠少元この役あり同一

属

是内匠大属内匠少属こ筆者こ

以上是中勢省の被友ひとて中勢省の
下知を蒙る官と

一式部省

大学寮より以下博士ちに至るとも式部省の支配し

式部と云いのをこれつと云く文官の政と云ふは
さかへ又友の役人妻令ふ役所を省と云文友と云
文道ぶんどうの友也

卿 一人 相當従四位下

是式部しきぶのそと親王しんおうのなる友之文友ぶんゆうのその故

支配するは學問所の事、ちよき是より下知はるは禁
中の禮儀の事、奉臣の座席の事、振る圖すこと

大輔一人 相當正五位下

少輔一人 同 從五位下

是式部大輔式部少輔之大輔少輔之助之儒
者の成る友之

大丞二人

少丞二人

是式部大丞式部少丞之せらるる友の世話役之

相當中勢は同一

録サカシ

大

是式部大録式部少録之録を奉若く
大學寮

大學寮に儒者をよめりて大料食料を給

ふて初心の若よそのをさせらるる所之

頭二人 相當内匠は同一

是大學之初心の學又をよめる者或は撰を撰と
等しく改く

助

是大學助之職と既と同一役也

允小大

是大學大元サスレトゼシウノミチアヨ同一

属小大

是大學大元サスレトゼシウノミチアヨ同一

文章博士二人

是紀傳道の学者任スル紀傳道六詩文

ナリノ事一歴代ノミチヲ表トスル學問又文章地

士々内記ヲ兼ミ天子ノ任セシ出出ト役ス

菅家伊豆ノル

明經博士一人 相當正六位下

明經博士ハ四書五經ノ書ヲ表トスル學問清原氏

中原ノ系トスル學問ナリ

明法博士二人

是日本の律令ノ事ヲ表トシテ天下乃法トカ

ル事ヲ學ぶト律ト云書ハ天下ノ科人ヲ刑罰ト

行ハヤル此法式ノ書ト又令ト云書ハ天下ノ法度

ノ事ト早ク是書ト書クノ事ナリ

算博士二人

是々一人天文地理の事より拍る算の事、世の事より
一人も常の金銀、靴、衣等の俗算を算する事

以上是を式部省の被友とて皆式部省に
任じ下知を算する友なり

一治部省

雅楽寮より法陵寮に至りて治部省の支配

此つのはい人の御用の事又人の家相續の事人々婚嫁
の事、祥瑞として日出度瑞おの事喪礼の事又倉土より
來りたる人の事又龜樂の事又侍尾の事又

天皇に代るの法陵の事、御事をなす友なり

卿一人 桐音式部と同

是治部卿の事、記する事をなす友なり

大輔一人

少輔一人

是治部大輔治部少輔之治部の事

丞大

是治部大丞治部少丞之判官の事

録大

是治部大録治部少録之等也

雅樂寮

此寮のりくく此寮の事を下知する友之神樂 朗詠
歌舞伎馬楽たむく云 此寮を此寮より稽古する也

頭一人 相當大寺寮より同

是雅樂改之なる記する下知する級之此頭助
元屬とてに舞樂の功者の人任するなり

助一人

是雅樂助之次友を改之同級之

元大

是雅樂大元雅樂少元也せり一友の世任級之

属大

是雅樂大属雅樂少属之等也

玄蕃寮

武家の寺社奉行也

唐土より來る人の送り迎へ侍走の事す昔の

僧尼より來る者も此寮より立来り治部く中上

は侍たりたりを修及よ能成く僧尼より來るもの侍

し能修及は玄蕃寮より出せり

頭一人 相嘗右將樂と同

是玄蕃頭之右より行はるるを役とす

助一人

是玄蕃助也

元大

是玄蕃大元之蕃少元之せうの政事人

属大

是玄蕃大属之蕃少属之蕃也

諸ミサキ陵寮

是と天子のまゝの事又皇后又大臣此墓乃
事は役もまゝの事也徳友喪葬の事をも下知す
なり毎年十二月御代に此徳陵へ荷前幣を立
祭る事あり此事をも助るなり

頭一人 相嘗右と同

是徳陵頭之前より行はるるを役とす

助一人

是徳陵助之右と同

元大

是侍陵大允サ允ク

属大

是侍陵大属サ属ク一友の草草ク

以上是を治部省の被友と申て治部省の
下知を蒙る友なり

一民部省

主計寮より主税寮と 武家の勅定なり
民部省の支配なり

此民部省は民のつとを治部省の家臣の數民一
級目の中付申て孝有義を人を進め申て治部
省の納め年貢ホの事なり 道橋津渡溝池山

川藪澤徳國の田の事を下知申ク

卿一人 相當

是民部卿は右の事をつとをまわすこと此は式
部への次より能き友ク

大輔一人

少輔一人

是民部大輔民部少輔之を助ク

丞大

是民部大丞民部少丞之を助ク

録小大

是民部大録民部少録之さぶらんの孝考之

主計寮

武家ノ勘定方ノ役人ト

諸國ヨリ納年貢雜物ヲ民部省ノ蔵ヘ納ス

納官ノ

頭 一人

是主計既ト也ノ役目ヲ兼ス之ル

助 一人

頭ノ助ケ也ノ

允小大

允ノ事前より後の間に入る事也ト

属小大

孝考ナリ

算師

是主計算師ト主計寮ノ徳國ノ税ノ算ノ師ト

算師ノ納年貢雜物ヲ勘定ス也ト

主税寮

武家ノ蔵ノ勘定方ノ役人ト

是民部省ノ蔵ノ勘定方ノ役人ト也ト

徳国の年貢米其外春うる米技持米おをまて
穀一又と麩粉お清蔵より出ー入のりむら役目と
まらななり

頭助 允属 算師

皆まゝ前よおれ

以上是色民於省の被友とて民於省の法に
下知を蒙る友なり

一兵部省

ワハモノハツカサ

隼人の司を支配する友

是ら内外の武官の預之扱く武友の分ら此司

支配する武具馬具城地烽火の事も是より

下知する也

卿一人 相者

是兵部卿之役目は是より親王の御を
る友之親王の御する八省の内中務々式部々
此と之御する友中々御するよりなき友

大輔一人

少輔一人

是助なり

丞

判官の事前より

録

小大

主典等考なり

人を引出せしむる事

令史

相当大初位下 ざつらん 草考

以上是を兵部省の被下して之の被下知を記す

刑部省

囚獄司を支配す

武家の町奉行の勅方なり又 盗賊火附改の如し

此刑部省に刑罰の及ぶ罪悪人の事を判別し 之を罪の輕重を定むる及下知作らるる也

いふく刑を行ふは五刑あり 笞杖徒流死の五

卿一人 相当兵部と同じ

是刑部之司役目也 是刑部之司役目也 是刑部之司役目也

大輔一人 少輔一人 是助

丞 是政事人あり

録 是法ららん草考

大判事一人

判事の職と死悪の軽重を考へ計り如何程の罪と刑の名を定むる友こそ其れは法武の学をたよく通るる人なり候て候べき

中判事一人

級目大判事より同一

小判事二人

せうと判友よあり

属

小大

判事のまじり人等共

此下は解部と云友あり死人の罪を偽り候るものや伺ひ極るなり

囚獄司

武家より率率りのみ

此友の極死の若く獄舎に入きて守る所の友なり

正一人

是囚獄正の役目を勤む

佑

是囚獄佑の役目を勤む

是を事の執事友中人助たり候

令史

小大

令史ハフ友の輩共

以上を刑部省の役友として刑部へ候下知を候る友

一大藏省オホクラセウ 織部司オリベを支配す。武家の納戸ノウドの格カクに

大藏省の役は民部省に似たり。捺入ナシし又また公こうに許國キョクより納る布ヌメの下の調物テウモノの事ことは六十六ヶ年乃なる是こゝに
撫ふる裏うらよりよりくき國くにに此物こゝを其格そのカクに納りなて
用もちよ事ことを多おほくたんとす。金かねを一切いっけつ下くだを
倭やまと臣おみに納めなす。

卿一人 相當刑部トウヤウケイブに同どうし

是こゝ大藏省オホクラセウにに任にんじしる事ことは役やくにに同どうし

大輔一人 少輔一人 是こゝ助すけにに同どうし

丞ジョウ 小大コオホ 元もとの事ことは同どうし

録ロク 小大コオホ 是こゝ一ひと友ともの事ことをを考かへ

織部司オリベ

織部司オリベをを統とむ織物オリモノの事ことは同どうし。司しは又また捺入ナシの深ふかみみをを役やくする事ことは又また許國キョクに織物オリモノををなす事ことあり

正一人 右みぎの事ことを役やくして下知ゲチをを考かへ

佐一人 左ひだりの事ことは同どうし

令史サウシ 考かへ

以上等も大膳着の下知を為するなり

一 宮内省

大膳より主水司を支配するなり

此は金銀の法固より納むる雜物器料等れ出入
より他より出する物も亦珍味物又水家の氷の事
をも役と守り此は内省の下に色くれ司あるゆへ
振りの事を役とてする事の中へ洩らぬ

卿一人 相當大膳と同し

是宮内省之役目にあふなり

大輔一人 少輔一人 是助也

丞

大 小 役目あふ同し

録

大 小 是者也

大膳職

職は役所を云 武家より補所既の類なり

此大膳ハ料理の事を掌りしるなり 此は武家の法
はてはなすもろく大膳の時臣下へは料理下さる

此此事を掌りしる役也

大夫一人 相當從四位下

是大膳大夫之役目なり 是は侍從部の役人を下さる
なり

此寮の主任寮より番末を更取大膳内膳之
分ちまのり役目之又匠下は燭一禁出もそそ

頭 一人 相嘗陰陽寮と同

各の役目をまゆそそ

是匠の助之

前よおれ

番者なり

助 元 属 主殿寮

此寮の天子清湯の事を司り又と油桶燭新

炭をいのみをまゆー又い清殿毎清産の掃除
を下知もそそ

頭 一人 相嘗大炊と同

各よ記守分ち役とそそ

助 役目改と同

元 前よの例の也

属 小大 右田め

典藥寮

是れ供國又い幾内の中園の事病を療治らる

事又某種梅への事是より下の殿持士兼醫師
と下知する事を殺すと

頭一人 相者右より

右より記しるを下知するは是より和氣丹波乃二
流候すより和氣の半井家より丹波の森家

助 前より

允 小大 日み

属 小大 日み

掃部寮

かむみり又いかにしるもより云々

頭一人

是強く資物又よりこの大倉の討殿上の掃除の
ふち中付と

助 前より

允 小大 日み

属 小大 日み

内膳司

是ハ天子の御膳を調へ出さる所

正一人
奉膳一人

是も内膳正内膳奉膳と稱して天子乃内膳の
事を相く加減を味ひ試みてなる役の政也

典膳

是ハ内膳典膳之を判友政事人一友の世に役也

令官

是者之

造酒司

是ハきんくの酒を造り出さ所之酒家也此也

正一人

付たり扱て酒の事を掌行す也

是造酒正之右の役乃政也

佑

令史

是者也

是生酒佑之役目也このめ

采女司

武家の留守居るもの也

此采女もその國より郡司以上の能くき美女
を撥りて天子に奉りたり清儀杯を居るもの
女房古今集にもありきりともなり

小野小所も出羽郡司小野吉実の娘にて采女
とありしなり

正一人

お采女の支配をよそ

佑

前はあり

令史

はみ

主水司

主水司の法はとも

正一人

主水を正月に若水とす其の水のり又と

大室にすす七種の粥の事を役とす

佑

前はあり

令史

以上と宮内省の被友と申す下知

をよそ

是とす

八省并一省一屋も友に

一 彈正臺

武家としての名も大目付

此官は昨儀形を紙より友に徳友に限るを
此國の波義形を西より東に徳友に限るを

役人等令所をさす

尹 一人 相當從三位

是彈正尹之弟、親王の任する友之役目

合者、記する、又大友の悪事、亦此彈正尹より

大弼 一人 相當從四位下

オホスリ

少弼 一人 相當正五位下、同五位上

右より左、助之前、記を通りかゝり同

忠 大 相當正六位上、小 同正六位下

是彈正大忠、彈正少忠、各判友にせり、ハ一友の

疏 大 相當正七位上、小 同正八位上

是前々の輩也

一 左京職

ヒタシノミサトノウカサ

武家として町奉行

是京考の供司に東へ左京と云西へ右京との
左京職と東の京中のつらとをまのすく右京職へ
西の京中のつらとをまのすく東西の京都の公事所
招けりも支配する

大夫一人 相當從四位下

是左京大夫之官の役目を勤るなり

亮 相當從五位下

是左京亮之長官の助け

進 大相當從六位下 少同正七位上

是左京大夫を左京少将とせしむ一官の位階改る
するは新まおの

属 大正八位下 少從八位上

是左京大夫の左京少将に等なり

東市司

武家より町年寄の職

是左京の附役之毎月上十五日と東の京より市
よまのりをして非常の賣買をさせざるまのり
毎月帳を帳を作りて一通を大政官へ上り一通
を左京職へ一通を市司へ送る又下十五日より

四村の始りたるを仍く東喜の二字通じて
ぐうとのつとまを東宮と云ふなり
せがし
役人を東宮坊の友と云ふなり
越知人

傳一人 相當正四位上

傳をかしらきと後く
又大政治家の友と云ふなり
あち大臣と云ふ人を

學士二人 相當從五位下

學士と云ふは太子の書と云ふ事
信よと云ふは

春宮坊

まらまら前子記すめ
事なりし所の名

大夫一人 相當從四位下

是春宮坊大夫の役目と云ふ
下知を彼一下のりなり

宮中おるやち付る役は是より清攝家乃息子
孫の大納言中納言をくく人なり成なり守り
平元喜老乃家老なる

権大夫 相考

役目お子同

亮 一人 同

大進一人 同

権亮一人 同

大進一人

少進一人

前同

属 一大

同

主膳 監

監と司と同る役所と

内膳のめ
是より喜老の清攝の子を役とする
林の

正 一人

相考従六位上

佑

前同

令史

同

主殿 署

署も司と同る役所と

トノモノツカサ

是も春宮附之禁中のまゝ殿と掃除とを令を
しる役目なり

首一人 相當

役目右に記す

今史

並み

主馬署

是も春宮の侍馬のりまをまわしりて禁中の左
馬右に記す

首一人 相當

役目右に記す

令史一人

前同

是も東宮付属の官とて春宮に侍る人禁中の
めくろ又春宮に侍る侍や帯刀とて又帯刀
の刃を帯刀長との長を先生とて中より事の次
并に下へ禁中の侍を濫口とて云院の侍を武
者所とてまて下北面とていふなり

一 修理職

武家の小普請奉行の類なる下

是も禁中の修殿の修理れりて役をす前
本工寮ありて之を甲とて之を修理所を分て

まのりしん

大夫 相當

内程修程生作のしんをまのりするは供工此下
陸あしを録の工も此下は付

權大夫 相當

没月者よおれ

亮 相當從五位下

かゝの助け

進 小大

推友

属 小大

執事

算師

本下回

一勘解由使

武家の勘定奉行の執事

トクルヨシカンカフルツカサ
此友は法官の執事と問の勘定を問役之此司
乃解由此状とて法事の勘定奉行此司流状を
いさの他友は役替をまのりするは此勘解
由を武家より勘定所

長官 相當從四位下

官のしんを執事

次官

相當從五位下

助なり

判官

前と同

主典

同

一檢非違使

檢非違使の事合所を廳と云

此友を諸人非違法儀を考く此官なり
彈正と大形曰一職之武家よし大目付と云役之
科人を追捕する事も役とするなり是ハ
彈正より後天長年中此友は是れ彈正の亦威

勢強く卯の武友を皆職をせんは中
妻一職原抄より云々後左衛門右衛門の

科人を追捕する事も彈正の死悪人の突吾を此と
りも刑部死悪人の程を考る事も左衛門右衛門の

系中の海部をゆりも皆檢非違使のなりする
振るるもまゆく此の亦なき職といふなり

別當一人

中細玄宰相の成る官なり是も左衛門督右衛門
督左衛門督右衛門督にて是れ

佐^ス二人

左衛門尉佐右衛門尉佐佐木人足成たり是
廷尉佐と云

尉

是判官と云

是檢派連使尉是皆左衛門大尉左衛門少尉
此友と云ふと判官と云ふは友をいふ源義經
かゝるは友と云ふ判官と云ふ

志

志を辨友といふ者考へ是も左衛門右衛門の志なり

志を官たり

府生

大政官の下は史生といふものは是も左衛門右衛門
府生より志を役と

一藤原長者

藤原長者といふ藤原氏の内より史といふ人をいふ
今よりいふ判官や関白といふ人は藤原長者と

一源氏長者

是も源氏の内よし官位の東一きり人源氏の長老と
別辨學院の別當より人長老と

一辨學院別當

一淳和院別當

辨學院淳和院は源氏の学あり所之此辨院乃
ふ當ハ源氏の院中の内よし才一の高友の人別當
とら之別此別當源氏に長老たりと辨院の時より
久我殿の家より兩院の別當たりと承く此作付
く之はるに後小松院永徳三年正月十日

將軍義満は淳和辨學院の別當に作付られ
是より武家の御年の補せらる事と承り

一學館院別當

是橋氏の長老と橋氏の内よし東一たり友を
長老とす之は源氏の例の如し橋氏の長老は學
館院の別當に作付と

一藏人所

嵯峨天皇の弘仁元年三月十日始と此藏人所

を置ま^ちし^て蔵人^所を蔵人^とる人の^とま^らふ^ふふ^とて
別當頭二人 左大臣^とる人^是を^たら^ふこ

是蔵人^改之^{一人}と^辯の方^{より}成^る是^を改^の
弁^と云^{一人}と^{中將}と^る人^成是^を改^{の中將}

い^の之^少の^まも^四位^殿上^人之^は役^の武^家と^いふ^も
近習^既之^古位^のの^りく^も是^即此^例と^し仕^出す^は

改^出付^出と^なり^き役^之学^問も^お人^をな^ら
ぬ^後か^んと^いふ^はの^中に^はあ^らず^には^なら^ず

五位蔵人三人

此五位の蔵人より改^よ來^らり^役目^と右^の改^の
勅^と事^回一

六位蔵人四人

蔵人^改より^是を^職事^とし^役目^の禁^中の^近習^も
改^近習^も御^とし^る清^用又^と清^儀も^よ拘^る

い^る役^もり^是の^いく^身柄^下之^中に^六位^蔵人^の
の内^にも^改し^清前^とし^出勅^と之^五位^蔵人^と

之^蔵人^を改^とし^ゆく^氣子^と由^とり^たら^しる^は
之^是も^五位^蔵人^とら^ぬ事^柄之^五位^止り^と

返る家や地下よりして高原高野の奇なり
位山界の家がけいり水への井の月よき
友位ありて地内きり
友位ありて地下より

是六位蔵人の五位は成く殿上をりるふりよる
非蔵人

是も六位の蔵人の見おる今世と此非蔵人の
今非蔵人とて後水尾院より始り加茂日吉
穂荷社家子供をりて中よりいかに
は周をを執りて今武家より上坊をりて

出納

是蔵人所の出納は初も殿上より
るなり是の地下と蔵人より一方のりをきりす
上りを成りて出り下りてをふりて上納り
乃役なり

小舎人

是蔵人所小舎人の是のり出納の下か
くめりて考も殿上よりりてぬる

雑色

是處人所の難色之是ハ出細小舎人扱とて甚ハ
舟楫フナボネよき者之是ハ直ただハ舟楫人フナボネより舟楫と
所衆トコロ

是處人の所ところの元もと之清政事せいせいじの事ハ殿上とのうへと殿上
此こゝ勝かちりてする役と

一 瀧口タキダチ

清涼殿せいりやう殿との丑宮うしのみやの方かたより所ところの名

是ハ禁裏きんり守しゆ後ごの侍さむらい之源頼朝げんらいちゆう公こう乃時のときより
強つよ命のみことの武士ぶしを多おほく上のぼりて瀧口たきぐちを勅しゆめさせしむ

之東あづま艦かんハ兼元かねもと四年しよん五月ごご十日じふにち
小山こやま千ち尾お三さん浦うら秩父ちちぶ伊東いとう守しゆ俊美とみ後ご藤とう高かう西せい
こ上かみ八やち家けの中なか三さん流りゆう奉ほう之の云々

一 諸國

此國このくにの守しゆ介け掾せん目めよなるを受領うけりやうと云いふは
領りやうハ來きたてりし一ひと國くに伊い限げんあり甚おほく是こゝを五ご年ねん迄まで
中ちゆう心しんより上かみ國くに大國たいくにと稱あやりて是こゝを
中ちゆう心しんより上かみ國くに大國たいくにと稱あやりて是こゝを

大國

大和 河内 伊勢 武藏 上総 下総 常陸
近江 上野 陸奥 越前 播磨 肥後
以上十二ヶ國大國之大夫ら皆公々の勲官之或は又
上國も公々の勲官也

守

有権守 相當從五位上 武家の代友の如し
大國の内上総常陸上野を大守として親王乃
佐を以て此を以て大守の任を以て成す也
此三國の守の相當正四位下之輩の大夫の如し

大守の勲官也 相守の勲官也 一國ふこの神社
民家の名帳又百姓の寄進の寄進の寄進の寄進
孝子義夫を進め舟楫人船人の舟楫貢物の倉
入の寄進 兵士武器 騎傳の寄進 船渡馬牛 寄進物
拾ひ物の寄進 一國の借入の事を守する人司する
寄進の寄進 何れも同じ

介

有権介 相當正六位下

上総常陸上野此三ヶ國を大守の國ゆへにも從五
位より外の如し 大守の國ゆへにも從五

椽ゼウ 何れの國のぬきもそしる
有権椽 正七位下
有権少椽 同 從五位上

政事人一官の世任之國のゆを乳し判斷し文
案を急を入るる失ひを考へ非違をたす
を司るも何れの國の椽も同事

目メ 大 大相者從八位上 少相者從八位下

目は前との通る事考へるを更てのせき
文案を考へ判形をとり急る失ひを考へ出し作
付られの公文を讀し事を役とすとの所の國乃

目も同し事

土國

- 山城 攝津 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐
 - 相模 美濃 信濃 加賀 丹波 但馬 因幡
 - 伯耆 越中 越後 出雲 美作 安藝 備前
 - 備中 備後 周防 肥前 淡路 阿波 伊豫
 - 出羽 越前 豊前 豊後 下野 出羽 紀伊
- 以上二十五ヶ國

守 有権守 相者從五位下

有權介 相當從六位上

有權掾 同 從七位上

同 從八位下

介
目
中國

安房 若狹 能登 佐渡 丹後 石見 長門

出佐 日向 大隅 薩摩

以上十一ヶ國之

守
相當正六位下

介 同 相當正六位下 同 相當正六位下 同 相當正六位下 同 相當正六位下 同 相當正六位下 同 相當正六位下 同 相當正六位下

文政七年三月十九日能登丹後長門古佐日向此五ヶ國のみなを置外の中國のみなは別

掾 相當正八位上 同 同

目 同 大初位下 同 同

下國

和泉 伊賀 伊豆 志摩 飛騨 隱岐

淡路 土岐 對馬

以上九ヶ國之

守 相當從六位下 相當正六位下 相當正六位下 相當正六位下 相當正六位下 相當正六位下 相當正六位下 相當正六位下 相當正六位下

椽

右曰改

大同四年二月十九日陸奥國に椽を置外の下
田よりみ椽を

目

相當少初位上

右曰改

陸奥出羽按察使府

元正天皇廿五年秋七月置之

按察使

陸奥守出羽守に亦此按察使を置て其國の
事を監察しむるに府と按察使の居所を以

たり陸奥守に蓋ふるに大國をれに國の守の亦
子如形をれに守らしむるに此按察使に大中
を此置る官に

鎮守府

陸奥陸奥郡を府と結吉將軍の居所城に

聖武天皇天平元年九月辛丑陸奥國の鎮守府を

從四位下大野朝臣東人を作付らる是結吉將軍の

始たりを此に碑あり是臺の石碑と云源頼朝

公にありをみらむるに其のしを

かまらりてよきといふは 是れかへ道の法城
あけく碑の銘をむい大野東人建定と今むの意
れる碑石分取らる

秋田城

是れ陸奥出羽の百なるあふあつと云

介

是れ出羽ぬくる人此ぬを置て秋田城ぬと云
そしめり

太宰府

是れ筑前國の肥前郡に太宰府を置たり
推古天皇の初より始まる物平に下役人を置て
西園中より吳國の押くよ使らるる府と云

帥

相嘗從三位

帥と長官と此役目と西園中吳國との押く
前より佐を國の守職と同一なり是れ親王と
多く伊きくる事ふ友と

權帥

大中御そくく人任そくく又は大官くく人任そくく
左近の時かゆくも大宰権帥くく流元の子例く

大貳タイニ
オホヒスガ

相當從四位下

是次官く

少貳セウニ
スチースケ

同 從五位下

是七助く

監カン
マフコトヒト

小大

是判友く

典テン
マフコトヒト

小大

是兼考く

以上諸國の司終りぬ是を外官と云く

大中御そくく人任そくく又は大官くく人任そくく

諸衛シヨウとく事昔コトとく終りあり平城ヘイジョウ天皇テンノウと云ハ

左右近衛府サウブ左右衛門府サウモン左右兵衛府サウヘイ是を諸衛
と云或ハ六衛府ロクエフ或ハ六府ロクフと云今も多ク此通く

一左右近衛府サウブ

武家ブケとて書院番政シヨウインバンセイのみ

近衛府チカベノリと云ハ天子テンシを近チカく衛ベく事云々コト又ハ閤門カクカド内
清殿チヨウデンの左ヒダリ右ミダリは備ツクリく事守モリ後ノチに事武官ブクワンの
内ウチの事コトなり

大将テウシャウ

右ミダリ 相當從三位

是左近衛大将サチカベテウシャウ右近衛大将ミダリチカベテウシャウ此官コノカミの攝家セツカ清華チヨウカ

武家としての源氏頼朝が氏義流將軍忠より補せ
 られりし所をなするぬ友之陣の印重なる友之所内
 清光將軍家より右色衛大將より左色衛大將
 右大將とありて是を略して左大將右大將とあり
 之左大將を右大將と云右大將を字より右大將と云て
 人の誤り大將と計りしより右大將と別大將を左衛の
 長官ありし所を略して右大將と云ふ事なり
 中将 左 相當從四位下
 右 是左色衛中將より大將より次く守事なり是次友之

少將 相當正五位下
 是左色衛少將より右少將より次友之かゝる同輩の
 職より右將より能事の人より之に任さぬ友之
 將監 相當從六位上
 是左色衛右將監之例の通て是を二字略して
 左色將監右色將監と云ふ
 將曹
 是左色衛右將曹之是を典考考之
 府生

是左右兵衛府生々ふしやうおとよま檢形連仗けんけいづらむらじの府生の如し

外衛ゲゴとよまとよま古くはふる警りけいりをを嘆嘆たんたん天皇てんてうよりより來り

左右衛門府左右兵衛府をを命めい衛ゑと云い或ハある四府しふと云い今いまもも此こゝ也なり

一左右衛門府

武家ぶけ百人ひやくにん組ぐみはは先手せんてのたて也なり

南みなみのの府のよりより北きた禁門きんもんをを守まもるる所ところをを東ひがしにに建春門けんしゆんもん

左衛門北陣さゑもんきたじんと西にしにに宜秋門ぎしゆもん右衛門の陣じんと各おのづか是なり

宮門みやかどと云い之の門かどのの間ま間まハは下役人げやくにんをを之の

督かみ一人 相當從四位下

是左衛門督さゑもんかみ一人右衛門督みぎもんかみ一人之左衛門督さゑもんかみハは中納言なかつなごんを

之の人ひと並ならびび之の右衛門督みぎもんかみハは宰相さいしやうと云い人ひと並ならびび之の右衛門督みぎもんかみハは

左衛門督さゑもんかみ之の右衛門督みぎもんかみよりより檢形連仗けんけいづらむらじのの別當べつたうと云い之の右衛門督みぎもんかみハは

左衛門督さゑもんかみと云い之の右衛門督みぎもんかみよりより檢形連仗けんけいづらむらじのの別當べつたうと云い之の右衛門督みぎもんかみハは

佐すけ一人 相當從五位上

是ハは左衛門佐さゑもんすけ一人ひとりハは次官つぎわんのの如ごとしし也なり

權佐一人

是ハは左衛門權佐さゑもんけんすけ一人ひとりハは檢形連仗けんけいづらむらじのの佐すけと云い之の右衛門督みぎもんかみハは

たるり

尉セウ 大相嘗從六位下 少同正七位上

是左右衛門大少尉セウ之尉セウより檢非違使の尉セウ之威イと尉セウの役目と前マ同ト

志シ 大相嘗正八位下 少同從八位上

是左衛門大少志シ之志シ也

府生

是左衛門の府生フナシ也此府生より檢非違使府生フナシと云々

左右兵衛府サウブイヘイフ

武家ブケ之切手キリテ番バン之職シヨク也

兵衛府イヘイフ之内ウチの小門コカド閤門カドと云々を守モリる者モノ之役シヨク也此よりつゞ兵衛府イヘイフ之下知シ閤門カドを守モリる者モノ之番バンをさせ出入シュツニュウの札シを改カめ以モて傳ツタへる役シヨクなり

督カク 一人 相嘗右ミダリ同ト

是左右衛門督カク一人ヒト之中納言ナカノリ宰相サウサウ或シ位イなり此二位ニイ之位ノイより人ヒト任トクまる此左右衛門督カクも檢非違使ケンビワイシの別ワケ當タテマたり是も左衛門サウブイと云々を傳ツタへる者モノ也

佐一人

權佐一人

尉小大

志小大

府生

是左右之副佐一人之右より

是右之權佐一人之右より

左右之尉小大尉小大

左右之志小大志小大

左右之府生

一左右馬寮

是禁申れ清既の事をなりきこむ昔は諸國より馬を献上せしむるを約案と云ふ古より

是頃乃幕の法あり新之

是約迎の命は諸國より馬の牧あり此牧より

是を取らば其の飼はるる軍馬鞍皆具の事

頭一人 相當從五位下

是左右馬頭一人之右より其の事あり

權頭一人

是左右之權頭

助一人
元 小大
属 小大

相當正六位下

是左ある助
是左ある元
是左ある属

一兵庫寮

武家之總事の權事の所
是は武具の類一切の庫を預る者なり是之
を主と職と

頭一人

相當右二回

此の庫の事を支配する所なり

助 小大
元 小大
属 小大

前日

日 日

一外武官

武家之大坂番及河番甲斐番振の如
右は近衛府南河内府兵衛府在在乃武家
之て五畿内を治む役を以て内武の官と云將軍に
下を命ず玉を國東國の御款を征討する為
備く置るなれば外武官と云

一鎮守府

前より後へに守將軍居城を府とす

將軍一人

相當五位上 武家と大番頭のみ

是鎮守將軍と武略に熟練する人を撰んで以て

よ作付らるるに守りて職之 聖武天皇天平元年

九月大聖東人これ鎮守將軍の如く將軍と長

官ありお陸奥の如く守の如く大國中へ國守計

よとく吉く治り重んじられ御款起るに鎮守府に

後守の郡は城を撰りて守り鎮守將軍を以て

守後きし源賴義家も皆鎮守將軍とす

陸奥の如く勅書あり

副將軍二人 相當

武家と蕃方組の如く

是鎮守副將軍の次友と目するに將軍と同

軍監

相當正七位下

是鎮守軍監の如く此友の刺官に前より

軍曹

同 從八位上

是は友れり重んじられ

備仗二人

前の府生と同し友とす是を古くは軍代の武士

を撰じてたすむこと

一 征夷使

征夷使といふは遠征の意に帝は王の款を賜ふ者朝敵
と云ふ朝敵を逐逐するに征夷使といふなり
征夷の二やうの夷を征と偽て征のふれ心の上より
下を討つるに使と上の使なり

大將軍一人

征夷將軍の表は十二代景行天皇武尊時

皇太子日本武尊より始まるなり其次延暦十六年上自
坂上田村麻呂を以て征夷大將軍とたすむより
始まる征東將軍と云ふあり以て始て大伴宿禰直持
たりぬ征夷將軍と云ふ將軍と事ひて古くは事よ
伊弉諾と何若を殺乳を起しする事告來る時
臨時武畧の意を撰じて征夷將軍と云ふ征東
將軍を以て終り事よ征夷將軍を置ると
云ふ事よ源賴朝より始りて

八省
中務部
式部
治部
民部
刑部
大藏
宮內
兵部

彈正臺
勘解由使
鑄錢司
齋宮寮
齋院司
修理宮城使
防鼻河使
施藥院使
檢非違使
藏人所

東宮官
春宮坊
主膳監
主殿署
主馬署
諸寮
圖書
大舍人
內藏
縫殿
內匠
雅樂
玄蕃
諸陵
主計
主稅
水馬
左右
兵庫
齋宮

藏人
非藏人
帶刀
隼司
囚獄
織部
內膳
造酒
采女
主水
東市
主膳
齋院
諸職
大膳
左右
左京
修四
宮職

陰陽
典藥
掃部
大炊
主殿
右大寮也
右小寮也

衛府
左右衛門
左右兵衛
左右近衛
內膳別當
內監別當
大歌所別當
大學所別當

源氏長者
淳和院別當
昇學院別當
內教坊別當
樂所別當
藏所別當
藤氏長者
橘氏長者

一位階イカ

位の正しやうと云はれ仕仕本ほん体たい之の従じゆと云はれ仕仕本ほん体たい之の秘ひ傳でんの事ことと云
字じを移うつしてしてははりりととむむひひ古こ寧ねい之の秘ひ傳でんの事ことと云

正一位 従一位 正二位 従二位 正三位 従三位

以上六階 此三位以上を公卿と云也

正四位上 正四位下 従四位上 従四位下 正五位上 正五位下

従五位上 従五位下

以上八階 従五位下より成るを叙爵と云也

正六位上 正六位下 従六位上 従六位下 正七位上 正七位下

従七位上 従七位下 正八位上 正八位下 従八位上 従八位下

大初位上 大初位下 少初位上 少初位下

以上十六階

是と云位階合て三十階也 但七位以下を年叙ねんじよと云ふを
官に任ずると云位を叙と云ふ

目賀田守蔭著

明治二己巳晚冬新鐫

東京書林

横山町三町目

和泉屋金右衛門

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

